

多世帯同居リフォーム支援事業 補助対象工事のご案内

補助対象 間取りの変更に関する工事

- (1) 増築
- (2) 住宅の「はなれ」の新築
同じ敷地内で増築する場合が対象
(異なる敷地での新築は対象外)
「はなれ」とは「便所」「浴室」「台所」等の
住宅の要素がひとつでも欠けている建物
- (3) 和室を洋室 (洋室を和室) に変更
- (4) 間仕切り壁の新設・撤去
- (5) 開口部の新設・撤去
既存開口部の単なる入替えは対象外
(既存開口部と大きさが異なる場合は対象)
- (6) 収納の新設 可動式の場合は対象外
- (7) 間取りの変更に伴うクロス貼替え

補助対象 バリアフリー改修工事

- (1) 手すりの設置
- (2) 段差の解消
前後の床仕上げレベルを表示
- (3) 廊下幅等の拡張

補助対象 設備の改修工事

トイレ、キッチン、浴室、洗面所等の改修

補助対象 浄化槽の入れ替え工事

同居人数の増加による入れ替え

補助対象外の工事

- (1) 申請者が直接行う工事
- (2) エアコン、ガスコンロ、照明などの
住宅設備機器類の設置工事
- (3) 太陽光発電設備の設置・入替工事
- (4) カーテン、家具、
調度品等の購入や設置工事
- (5) 外構工事
- (6) 間取りの変更が伴わない
仕上げ材の改修工事 (畳入替え)

など

